

○須高行政事務組合職員の再任用に関する 条例

(平成13年3月30日)

須高行政事務組合条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。）附則第5条及び第6条の規定により、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(再任用に関する規定)

第2条 職員の再任用については、須坂市職員の再任用に関する条例（平成13年須坂市条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(須高行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 須高行政事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。